

告 示

埼玉県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見第一土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年一月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 武 井 照 司 埼玉県富士見市大字南畑新田百四十二番地一の一